

熊野町いじめ防止基本方針

平成26年7月1日策定

1 策定の趣旨

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめは「どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである」との認識に立ち、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切である。また、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、自分の夢の実現に向かって様々な活動に自律的に取り組むことができるよう、学校を含め、地域社会全体でいじめの問題に取り組むことが重要である。

このため、熊野町として、いじめの問題の克服に向け、いじめの防止等の基本的な方向を示す「熊野町いじめ防止基本方針」を定め、国・県・町・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 いじめの定義等

「いじめ」をいじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめには、大人には見えにくく、発見することが難しいという特性があり、大人が見逃してしたり、見過ごしていたりする可能性がある。いじめの対応においては、認知件数の多寡のみを問題とするのではなく、アンケート調査や教育相談、日常的な実態把握により、早期に発見（認知）し、早期に対応するなど、学校全体で組織的に取り組むことが重要である。

また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する必要がある。

3 熊野町におけるいじめ防止対策の基本的な考え方

いじめはどの子供にも、どの学校にも起こりうるものであり、発見することが難しいという特性を踏まえ、次に示す視点を中心として、各学校がいじめの防止等に、体系的・計画的に取り組むことが重要である。

（1）いじめの未然防止

望ましい集団づくりや「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図る。

（2）いじめの早期発見・早期対応

定期的、計画的なアンケート調査や教育相談を進めるとともに、日常的な実態の把握により、小さな兆候を見逃さず、早い段階での的確な対応をするなど、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

(3) いじめへの組織的な対応

特定の教職員が問題を抱え込むことなく、法第22条により設置する「いじめ防止委員会」を中心に、全教職員がいじめられた児童生徒を守りきるという立場に立ち、組織的に対応する。

(4) 学校、家庭や地域との連携

地域社会全体で児童生徒を見守り育てるため、学校関係者、PTAや地域の自治会等が連携・協働し、地域社会全体で児童生徒を見守り育てる。

4 熊野町におけるいじめの防止等に関する取組

熊野町は、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し推進する。

(1) 体制の整備

いじめの予防及び早期発見その他のいじめの防止、いじめを受けた児童生徒に対する適切な支援、いじめを行った者等に対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制の充実、学校、家庭、地域住民、関係機関等との連携、その他必要な体制の整備に努める。

(2) いじめの防止等に関する取組

ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止等に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を進める。

イ いじめの防止等のための対策が適切におこなわれるよう、町教育委員会、関係機関、学校、家庭及び地域社会の連携の強化など、必要な体制を整備する。

ウ いじめの防止等のための対策が、専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員研修の充実等、必要な取組を行う。

エ 保護者が、法に規定された責務等を踏まえて、子供の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動など、家庭への支援を行う。

オ 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実を進める。

カ いじめの防止等のための取組が、総合的かつ効果的に推進されるよう、小中学校に対し必要な指導・支援を行う。

5 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、いじめの防止のため、校長のリーダーシップの下、生徒指導体制を確立するとともに、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ防止委員会」を中心として、学校の実情に応じ、体系的・計画的に取組を進めることが重要である。

(1) 教職員の基本的な姿勢

ア 教職員一人一人が、いじめられている児童生徒を守りきるということを言葉と態度で示す。

イ いじめられている児童生徒を学校全体で守るためにも、児童生徒が発するどんな小さなサインも見逃さない。

ウ 児童生徒一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めるとともに、全ての児童生徒が積極的に教育活動に参加して活躍することができるよう「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図る。

エ 特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校全体で情報を共有する。また、学校だけで問題を解決しようとすることなく、児童生徒一人一人の願いが実現できるように、家庭や関係機関等と一体となった取組を進める。

(2) 学校の取組

- ア 「学校いじめ防止基本方針」の策定
 - 自校の児童生徒の実態や地域の実情を踏まえて策定すること
 - 保護者や地域住民などの意見を取り入れるなど、地域を巻き込んだ方針とすること
 - いじめの防止等に係る年間活動計画を明確に示し、実効性のある取組を進めること
 - 学校のホームページなどで公開すること
 - 策定した基本方針が機能しているかの検証及び見直しを行うこと
- イ 「学校いじめ防止対策委員会」の設置
 - いじめの防止及びいじめの早期発見・早期対応を組織的に行うための常設の組織を置くこと
 - 校務運営組織に位置づけられた組織とすること
- ウ いじめの防止等に係る児童生徒への指導
 - どのような行為がいじめに当たるのか、いじめられた児童生徒にどのような影響を与えるのか、いじめはどのような構造なのかなど、いじめについて正しく理解させること
 - 社会体験や生活体験の機会を設け、児童生徒の社会性を育み豊かな情操を培うこと
 - ソーシャルスキル・トレーニングやピア・サポート等を通じて、円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育成すること
 - 自分自身がいじめられていることや友人等がいじめられている事実を教職員や家族、相談機関等に伝えることは、適切な行動であることを理解させること
- エ 生徒指導体制及び教育相談体制の構築
 - いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る校内研修を実施すること
 - いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る保護者・関係機関等と連携すること
 - いじめの防止及びいじめの早期発見に係る定期的なアンケート調査及び個別面談を実施すること
 - いじめの防止等に係る保護者への啓発及び広報を行うこと
 - いじめの防止等に係る相談窓口の設置及び広報を行うこと
 - いじめ発生時の対応プログラムを作成すること
 - 必要に応じた弁護士、医師、心理や福祉等の外部専門家を招聘すること
- オ 重大事態発生時の対応
 - 調査組織（プロジェクトチーム等）の編成及び対応フローを作成すること

6 重大事態への取組

(1) 「重大事態」の定義

「重大事態」とは、次に掲げる場合を指す。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 調査委員会（「熊野町いじめ問題調査委員会」）の設置

教育委員会が、重大事態が発生したと判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うための機関として「熊野町いじめ問題調査委員会」（以下「調査委員会」という）を設置し、調査に当たる。

調査委員会は、重大事案発生校のいじめ防止対策委員会、保護者代表、学校関係者評価委員、教育委員会事務局職員、その他必要に応じた者で構成する。

(3) 重大事態への対処

- ア 重大事態が発生した場合、学校は、速やかに教育委員会を通じて町長に事態発生について報告する。(法第28条2項)
- イ 学校は、「学校いじめ防止対策委員会」を母体にプロジェクトチームを設置し、教育委員会の指導の下、関係者への聞き取り調査、アンケート調査の実施その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための初期調査を行い、その結果を教育委員会に報告する。(法第28条第1項)
- ウ 学校から重大事態発生の報告を受けた場合、町教育委員会は、町長に重大事態発生の報告を行い、町教育委員会の判断により、「調査委員会」による調査を実施する。(法第28条1項) なお、調査の実施にあたっては、「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成25年10月1日文部科学大臣決定)に示された留意事項等を参考に、個人のプライバシーへの配慮等に留意する。
- エ 教育委員会は、調査結果をとりまとめ、町長に報告するとともに、調査の結果を踏まえた措置等を行う。

(4) 再調査の実施

- ア 町長は、調査結果の報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、「熊野町いじめ問題再調査委員会」を設置し、学校における初期調査及び調査委員会による調査の結果について再調査を実施する。(法第30条第2項)
- イ 町長は、再調査の結果を議会へ報告する。(法30条第3項)

7 「熊野町いじめ防止基本方針」の公表及び改訂

熊野町いじめ防止基本方針は、町ホームページに公表するとともに、より実効性の高い取組とするため、必要に応じて検証及び見直しを行う。